

第5回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会(令和2年12月18日)  
提出資料(一部抜粋)

## 薬局薬剤師の業務について ～薬剤師・薬局の現状と課題～

公益社団法人 日本薬剤師会  
副会長 安部 好弘

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved



- 薬局・薬剤師の任務・役割
- 調剤業務に関する状況
- 薬局の薬剤師の就労
- 薬剤師の確保
- 生涯学習
- 薬局実務実習

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved



## 薬剤師業務の充実に向けて

- 日本薬剤師会は、薬局・薬剤師が、調剤、医薬品の供給、薬事衛生に対する責務を通じて保健・医療・福祉の増進に寄与し、国民・社会の信託に応える責務を果たすべく薬剤師行動規範を策定した。
- 令和元年の薬機法改正において、薬局が「調剤の業務並びに医薬品の適正な使用に必要な情報の提供および薬学的知見に基づく業務を行う場所」と再定義された。また、薬剤師による服薬状況等の継続的な把握・服薬指導や医療提供施設間の業務の連携推進が法律に明確化されるなど対人業務の充実に向けた環境が整ってきている。
- 「患者のための薬局ビジョン」でも示されているとおり薬剤師業務は「対物業務から対人業務」への構造的転換の推進が求められている。国民・社会から求められる保健・医療・福祉に係る薬局・薬剤師業務をより充実させるため、薬剤師の資質の向上のための生涯研修、医療安全および業務品質と効率の適正化、健康サポート機能の充実、公衆衛生の向上、ICTの活用等による地域における医療情報の共有など、不断の取り組みを実施する。
- 地域包括ケアシステムにおいて、患者・生活者を中心に地域のチーム医療・介護を提供する体制において、薬局・薬剤師の専門性の活用を充実させるため、関連する施設間・多職種間の連携をこれまで以上に推進する。

## 病院に勤務する薬剤師の人員確保について①

- 本検討会では、病院に勤務する薬剤師の不足・偏在の状況が指摘されている。一方、医療計画において、病院に勤務する薬剤師の確保に関する記載がない。
- 医療提供確保の観点から、医師・歯科医師・看護師・かかりつけ薬剤師と同様に、医療計画における医療従事者の確保の項目において、病院に勤務する薬剤師の確保を明記することが必要である。
- その上で、都道府県において早期に地域の実情に応じた病院薬剤師不足・偏在の解決につながる仕組みを検討するべきである。
- その際、病院に勤務する薬剤師の確保に必要な仕組みの構築に関し、地域医療介護総合確保基金を適切に活用すべきである。



## 病院に勤務する薬剤師の人員確保について②

### ○地域医療介護総合確保基金等を活用する仕組みの例

- 経営母体の給与体系の違いにより初任給等の格差が生じ、待遇によって薬剤師の確保が困難な場合に、病院への人材確保を前提とした奨学金の支給・返済支援等の仕組みを検討。
- 国公立等地域の基幹病院の薬剤部人員を増員し、人員確保が困難な病院の業務支援や人材交流などを可能とする仕組みを検討。
- 人材確保が困難な地域で薬剤業務を支える病院に勤務する薬剤師に対し、処遇改善を支援することで人員確保をはかる仕組みを検討。
- 勤務する薬剤師にとって魅力のある職場環境・薬剤業務・キャリアパスなどの構築に向けた改革等の事業を実施する取組を支援。

## 生涯学習・卒後研修について

- 薬剤師の臨床能力を高めるための卒後臨床研修に関しては、病院・薬局の別を問わず重要であり、「薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討」の事業で実施される「免許取得後の薬剤師に対し、医療機関等で卒後研修を行うモデル事業及び共通カリキュラムの作成のための調査・検討」の成果等を参考に議論を深め、法整備も含めてその在り方を早急に検討する必要がある。
- 薬剤師の卒後臨床研修については、薬剤師の多様な業務や勤務する施設において求められるキャリアパスと併せて、病院・薬局それぞれの特性や専門性を踏まえた研修のあり方を検討すべきである。
- 地域・病院におけるチーム医療をより充実させるため、薬局に勤務する薬剤師の病院における病棟等業務の研修、病院に勤務する薬剤師の地域の薬剤師業務の研修は、臨床能力や多職種連携の資質向上に有効であり、卒後初期研修や生涯学習の仕組みとして検討すべきである。



## 薬学教育に求めること

- 薬学部の入学定員総数は、将来の医療政策や薬剤師需給に密接に関わるものであり、将来の業務展開を見据えた適正数を図る必要がある。文部科学省は、薬剤師の需給に関する国の方針がない限りは定員に関する議論はできないとの姿勢である。したがって、この検討会における需給調査の結果や大学における教育体制を踏まえ、大学に対して入学定員総数の適正化を図る等の措置が可能となるよう、文部科学省と厚生労働省とが連携して新たな制度を構築すべきである。
- 薬学教育の質の確保の観点から、各大学のアドミッションポリシーとディプロマポリシーをより明確にさせるため、例えば学部入学者の6年間での卒業率、国家試験合格率、大学院進学率、基礎・臨床研究実績などの数値目標を求め、その達成率を確認するなどの評価指標を取り入れ、達成度に応じて入学定員の削減も含めた適正化をはかるなどの方策が必要。
- 薬学教育の状況として、薬学部の新設が続き入学定員が大幅に増えていることにより、一部に薬学部入学者の学力低下や定員割れ等、養成課程での諸問題が起きていることは、薬剤師養成の制度として健全な状態とは言えない。また、一部に国家試験対策に偏重した教育が行われているという指摘も踏まえ、薬学教育評価機構の第三者評価を基に、文部科学省が責任をもって是正に向けた方策を検討するべきである。
- 薬剤師の地域偏在を改善するため、大学薬学部において、すでに医学教育で実施されているような「地域枠」などを検討する必要があるのではないかと。

## 今後取り組むべき事項

- 薬剤師業務の対物から対人への構造的な転換を図り、処方箋に基づく業務のみならず、OTC医薬品の提供体制も含む健康サポート機能の拡充、感染症対策などの公衆衛生の向上のための取組を推進し、地域包括ケアシステムの一員としての役割を發揮。
- 上記に向けて、自己研鑽・生涯研修による、薬剤師の資質向上に向けた取組や、医療・介護関係機関との連携を推進（医師との連携、医療機関の薬剤師と薬局の薬剤師の連携、介護関係職種との連携、ICTの活用など）。
- 地域医療提供確保の観点から、今後の人口減少の状況も踏まえ、薬剤師の確保のための取組は重要な課題。地域において医療機関や薬局等の薬剤師を確保するための取組を推進。特に、病院に勤務する薬剤師の確保については、医療計画上への明記や地域医療総合確保基金の活用等が重要な取組となる。
- 今後の医療の進展に対応し、臨床実践能力を有する薬剤師を養成するためには、卒前教育と卒後教育の双方のあり方を検討していくことが必要。特に以下の点は課題。
  - 薬剤師の需給調査結果や、今後の18歳人口の減少を踏まえた、大学の定員削減を含む、薬学部の入学定員総数の適正化等の対応（入学者の質の確保、入学定員の充足率の改善等）
  - 一部に国家試験対策に偏重した教育が行われているという指摘を是正するための方策の検討（薬学教育評価機構の第三者評価を基に、文部科学省が責任をもって対応）
  - 卒前教育の状況も踏まえた、薬剤師の卒後教育の在り方について法整備も含めた早急な検討（厚生労働省における研究班の調査結果等を踏まえた対応）